



3 申込みから入園までの流れ

狛江市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所への入園（転園）は毎月1日付けとなります。入園を希望される方は、表紙（4月）・目次（5月～翌年3月）に示すそれぞれの申込受付期間に申込をしてください。

入園申込書や添付書類に基づき、保育の必要性の認定をします

※申込方法・提出書類を十分にご確認のうえ、余裕を持ってお申込みください。

※必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。

はじめに：狛江市内にお住まいの方へ

■市内の施設の申込み

新年度4月1日入園については、表紙に記載のとおり、一斉受付を行います。

※締切日後に出産予定で、生後57日目からの保育施設を希望する方も同じ受付期間です。また、年度途中の申込みについては、目次のページの各月の申込受付期間内にお申込みください

■市外の施設の申込み

申込み希望保育施設の所在する自治体（以下「相手自治体」という。）へ、「必要な書類」「提出期限」「申込方法」を確認してください。

・入所希望日の前日までに相手自治体へ転入予定の方

相手自治体の指示に従い申込みを行ってください。

狛江市を經由してのお申込みを指定された場合は、申込期日の1週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

・狛江市から転出予定がない、または入所希望日以降に相手自治体へ転入予定の方

狛江市から相手自治体に対し申込みを行いますので、申込期日の1週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

はじめに：市外にお住まいの方へ

■狛江市へ転入予定がない、または入所希望日以降に狛江市へ転入予定の方

狛江市が指定する様式を、申込日現在で住民票がある自治体へご提出ください。

※申込期間内に、住民票がある自治体から狛江市へ書類の提出が間に合うようご提出いただく必要がありますので、期間に余裕をもって書類をご用意ください。

※この転入予定の条件に当たる方の内、新年度において0～3歳児クラスの方は、新年度4月1日付けの申込みは受付できません。5月1日付け以降の毎月の申込は受付可能です。

■入所希望日までに狛江市へ転入予定の方

「市内にお住まいの方へ」の内、「■市内の施設の申込み」と同じようにお申込みください。

※狛江市へ転入予定でお申し込みされた方は、狛江市へ転入後すみやかに、狛江市役所3階の児童育成課へお越しいただき、「令和7年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」をご提出ください。

(O) 仮申請※新年度（4月入所のみ。全員必須。）

【受付期間】

4月1日付け入所申込み：令和6年10月15日（火）～11月22日（金）

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和6年10月29日（火）22:00～10月30日（水）5:00



専用フォームにて仮申請番号を取得

◀ 仮申請完了後、送信完了メールが登録いただいたメールアドレスに届きますので、そちらに記載の「**仮申請番号**」を本申請で使用してください。

※児童ひとりにつき1仮申請が必要です。2人分申込みの場合は、2回仮申請してください。

※専用フォームのURLはこまえ子育てねっとも記載しています。

送信完了後、自動で仮申請いただいた内容をメール通知します。本申請の際に使用する仮申請番号を発行しますので、必ず控えておいてください。

仮申請番号はアルファベット2文字と数字8桁で構成されます。

仮申請番号

アルファベット2文字

A B 1 2 3 4 5 6 7 8

数字8桁

- 仮申請番号は本申請が済むと受理番号として取り扱いますので大切に保管してください。
- 申込期限までに申込児童が出生していない場合、申込児童の氏名欄は「氏+出産予定」と記してください。例：「氏名：狛江 出産予定（カナ：コマエ シュッサンヨテイ）」

△注意事項△

仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。以下に記載の本申請まで完了しない場合、令和7年4月1日の入園・転園対象とはなりません。本申請されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。



(1) 本申請・申込み

【受付期間】

□4月1日付け入所申込み：令和6年10月28日（月）～11月22日（金）

□5月1日付け入所以降申込み：「目次」下部の表を参照してください。

窓口申請

窓口申請（受付）は、申込受付期間の土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までです。4月1日付けの入所申込の受付期間は、しおりの表紙に、5月1日付以降の各月の入所受付期間はしおりの目次にそれぞれ記載しています。

4月1日付け入所申込受付期間に限り、臨時窓口として夜間窓口と日曜窓口を行います。臨時窓口の日付はしおり表紙をご確認ください。

また、狛江市では窓口手続きについて、混雑状況をリアルタイムでご確認いただけるサービスを導入しています。詳細はQRコードから狛江市HPをご覧ください。



郵送申請

郵送申請（受付）は、令和7年4月1日付入所申込の場合、11月22日（金）の消印有効です。以下の点にご注意ください。

- ①必ず特定記録郵便を使用してください。
- ②郵送料はご自身で負担してください。
- ③しおりの表紙をめくったページにございます、「郵送申請用の宛名」を封筒に貼付してください。

令和7年5月1日付入所以降の申込の場合、各月申込受付期間終了日の必着です。上述の注意点の①②にご注意ください。申込受付期間は、目次をご確認ください。

電子申請（令和7年4月1日付入所に限る。）

※取扱に変更が生じた場合、こまえ子育てねっとでお知らせします。

令和7年4月1日付入所の電子申請（受付）は、日本標準時刻2024年11月22日（金）23時59分までにアップロードが完了したものまでを有効申請として受付いたします。

申込受付期間の後半、特に締切日は電子申請受付サイトが混雑し、アップロードに時間を要しますので、必ず日・時間に余裕を持たせた上で電子申請してください。

【電子申請プラットフォーム（LoGoフォーム）】

ご自宅のパソコンや、スマートフォンからご利用いただくことが可能です。推奨環境等については、こまえ子育てねっとに掲載いたします。

【添付資料について】

LoGoフォーム上で電子申請を進めると、添付資料（データ形式はPDFのみ可とします）を求める設問が表示されます。予め資料一式をご用意いただいてから、電子申請を開始してください。（あらかじめ資料を揃えてからフォーム入力するようにしてください。）
添付資料の事前準備方法等のガイド資料は、こまえ子育てねっとに掲載いたします。

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和6年10月29日（火）22:00～10月30日（水）5:00

保育園申込に係る資料や、電子申請用フォームへは、
Q「こまえ子育てねっと」キーワードから探す「幼稚園・
保育園・保育サービス」令和7年4月認可保育所等入所
申込受付のご案内
よりアクセスしてください。

【電子申請 QR コード】



4月1日付け入所の本申請をした全ての方へ

▶▶ **新年度4月1日付け入園申込受付期間内の本申請済みの内容の変更について**

本申請後、「希望保育園を追加（削除）する」「希望保育園の順位を変更する」「添付資料を追加する」「令和7年度入所の審査に関する同意書の取下」等、既に提出した申請内容の変更を希望する場合は、申込受付期間内に限り・窓口においてのみ、内容変更を承ります。来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。※電話では受付しかねます。

▶▶ **受け付けた申込書に不備などがあった場合**

不備事項を記した書類を申請書に記載の住所地へ送付いたします。個別に指定した期日までに必要書類等の再提出をお願いいたします。

※軽微な不備の場合は、お電話で対応する場合があります。

※申込時点で粕江市外にお住いの方で、申請時点の居住自治体を經由してお申し込みの方は、原則、居住自治体を經由して不備の連絡をいたします。

▶▶ **新年度4月1日付け入園申込受付終了後に変更可能な手続きについて**

（重要）下表に掲げること以外、「利用調整」に影響する変更は認められません。

<手続きの期限>

令和6年12月20日（郵送の場合は必着）

<提出先>

粕江市役所3階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当

■新規入園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■転園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■希望園の一部削除（※希望園の追加や順番の入れ替えは認めません。）
「令和7年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」をご提出ください。（郵送可）
■『令和7年度入所の審査に関する同意書』の追加提出（※取下げは認めません。）
当該様式をご提出ください。（※上記期限必着で郵送可）

（2）利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により（36～39ページ）、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

(3) 結果通知

下記のとおり、お知らせします。

市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定	入園保留
<p><新年度> 内定通知書を発送します。 ※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。</p> <p><年度途中> 利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。</p>	<p>初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。） 申込書の有効期限は令和8年3月1日付 入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。令和8年度の申込みは別途必要です。</p>

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

令和7年度入所申込後に、令和6年度入所の内定が出て、かつ内定を受ける場合、令和7年度の申込自体が無効となります。新規申込み及び転園申請で入園した園から更なる転園を希望される場合は、入所申請期間内に再度、お申込みが必要です。

(4) 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

(5) 入園

入園当初は、約7～14日間程度の慣らし保育期間があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにするものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

- (1) 令和7年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書 ※年度にご注意ください。
令和7年1月1日時点で狛江市に住民票のない方が対象です。
両親分必要です。令和7年7月中旬頃に提出していただく予定です。
※利用者負担額（保育料）等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。
- (2) 復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。（4月に入所内定した方には、3月頃に用紙をお送りします。）
- (3) 就労証明書・・・求職期間中及び就労内定期間中に入園となった場合は必要です。